

ひまわり



弁護士記章

ひまわりとはかりを图案化したもので、
ひまわりは自由と正義を、
はかりは公平と平等をあらわしています。

熊本県弁護士会会報
99号・100号合併号

H I M A W A R I





刑事手続きの改正を巡る諸問題

弁護士 清水谷洋樹

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が平成27年8月7日に衆議院で可決されました。

刑事訴訟法を改正しようという流れは以前からありましたが、大きく法改正に向けて動き始めるきっかけとなったのは、厚生労働省の村木厚子局長（当時）が逮捕された事件です。無理な捜査によって村木局長が起訴され最終的に無罪判決に至ったこの事件を通じて、捜査機関の体質や捜査手法について批判が高まったことへの反省がありました。これを受けて、捜査機関の行き過ぎた捜査をいさめるシステムを盛り込む方向で刑事訴訟法を改正することになったわけです。このような経緯からこのたびの刑事訴訟法では、①取調べの録音・録画の義務づけ、②証拠開示制度の拡充といった制度が設けられることになりました。

①の取調べの録音・録画の拡充は、強引な取調べによって実際には犯罪に関わっていないのに犯罪に関わったかのような供述調書が作成されてしまう事態、つまり虚偽の自白がなされる事態をなくするため、取調べの様子を録音・録画するものです。既にほとんどの先進国でおこなわれている制度です。

②の証拠開示制度の拡充は、真実解明のために捜査機関の手持ち証拠を被告人・弁護人側に開示させることを義務づけるものです。真実を解明するためには、一方当事者である捜査機関のみならず、被告人・弁護人の立場から証拠を精査することが必要です。ところが現行の刑事訴訟法では被告人・弁護人に対する証拠の開示が義務づけられておらず、捜査機関が自らに不都合な証拠を隠すことがありました。現にそれによって発生したえん罪事件というのがあります。近時でいうと、強姦などの罪で起訴され服役していた男性が、実は虚偽の被害によって有罪判決を受け長期間服役していたことが

判明し、大阪地裁で再審がなされ無罪判決が出されたということがありました。この事件では、実は被害はなかったとする医師の診断書が存在したことがあとから明らかになりました。このような無実を証明する証拠を検証するシステムを整えば、えん罪のおそれは随分少なくなることになります。

①の取調べの録音録画の拡充、②の証拠開示制度の拡充はいずれも例外規定が設けられているなど不十分な面もありますが、これらの制度によって無実の市民がえん罪に陥れられるおそれが少しでも減るものと期待されます。

他方で、③通信傍受（いわゆる「盗聴」）を利用した捜査対象の拡大や④司法取引制度も導入されることになりました。③の通信傍受は、捜査によって客観的な証拠を入手しやすくする点で、憎むべき犯罪をより取り締まりやすくする効果が期待できますが、反面、捜査に名を借りて捜査機関が市民を監視する社会になっていく危険性をはらみます。また、④の司法取引制度は、日本の風土になじむのかという問題や、真実は無実であるのに大罪の疑いを免れるために無実の小罪を認める取引がおこなわれえん罪を生むことになるのではないかといった問題が指摘されています。またそもそも、司法制度改革の出発点が捜査機関や捜査手法に対する批判であったことからすると、このたびの刑事訴訟法改正に通信傍受対象の拡大や司法取引のような制度が盛り込まれることは、不祥事を奇貨としたお手盛りであるとの批判もあります。問題をはらんだこれらの制度が適切に運用されるかどうかについて、私たち市民は関心をもって見守る必要があります。

いずれにせよ今回の刑事訴訟法改正によって、憎むべき犯罪が適切に取り締まられるとともに、市民の人権が不当に侵害されることがなくなることを期待したいと思います。

memo
一口メモ

当番弁護士と被疑者国選弁護

弁護士 高野 大樹

刑事事件に巻き込まれ、逮捕・勾留されてしまった場合、早期に弁護士に相談し、取調べに対する対応などについてアドバイスを受けておくことが重要です。

もし、身近に相談できる弁護士がいない場合、以下の2つの制度を利用することが可能です。

① 当番弁護士

当番弁護士制度とは、逮捕・勾留された方の防御権を保障するため、弁護士会が自主的に創設している制度です。逮捕・勾留された方で本人やその近親者からの要請により、弁護士が初回のみ無料で接見を行い、相談を受けることができます。なお、担当弁護士は原則として申出者による要請から24時間以内に接見を行います。当番弁護士の要請はこちらの電話番号にご連絡下さい(090-3661-3133)。

② 被疑者国選弁護

被疑者国選弁護制度は、法定刑が死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件に関して勾留された場合に、貧困等の理由で私選弁護人を選任することができないとき、その請求により裁判官が弁護人を選任する制度です。この制度を利用すれば、資力が十分でない場合などであっても、早期に弁護士に相談することができます。



離婚に関する財産のこと

弁護士 森 あい

結婚している間に夫婦で協力して作り上げた財産がある場合、離婚の際に、財産の分与を請求できます(民法768条)。財産分与の対象になる財産は、結婚している間に夫婦で協力して作り上げた財産です。名義は問いません。また、財産の種類に限定はありませんので、財産の種類を問わず、現金、預貯金、不動産、家財道具、生命保険などすべてが対象になります。

財産分与の対象とならないのは、結婚前から持っていた財産や、結婚中であっても、夫婦の協力とは関係なく得た財産(例えば、相続などにより得た財産)です。ただ、こういった財産についても、夫婦のもう一方が財産の維持管理に貢献してきた場合に、そのことが財産分与において考慮されることがあります。

分け方については、原則として夫婦それぞれ2分の1とするのが通常です。ただし、医者、芸術家など、一方の特別な努力や能力により高額な資産形成がなされた等の特別な事情がある場合には、例外的に2分の1にならないこともあります。

何をどのように分けるかは、夫婦の話し合いで決められます。話し合いで決められないなら、離婚調停の中でも話し合えますし、離婚調停がまとまらなければ離婚訴訟に財産分与をセットすることもで

きます。また、離婚した後に、財産分与だけで調停をすることもできます。この場合、調停での協議がまとまらない場合、審判によって裁判所の判断に委ねることが可能です。なお、離婚後に財産分与を請求する場合は、離婚から2年という期間の制限があります。ご注意ください。

また、財産分与については、住宅ローンの処理や退職金の分与方法など、専門的な知識が必要な場面が多くあり、後になって後悔しないためにも弁護士への相談をおすすめします。

慰謝料は、配偶者以外の異性と性的な関係をもったり、配偶者に暴力を振るったりするなどの有責行為により離婚に至った場合に、有責行為をした配偶者に対して、離婚後3年以内であれば請求できます。慰謝料を夫婦の話し合いで決めてもいいですが、離婚調停の中で話し合うこともできますし、離婚訴訟で請求することもできます。また、慰謝料についてだけで調停や訴訟をすることもできます。

ただし、性的な関係を持ったことや暴力などを相手が認めない場合には、証拠が必要となりますので、実際に必ず請求が認められるわけではありません。

離婚は身近な問題ですが、後悔しないためには、素人判断をせず、早めに弁護士にご相談下さい。



memo

一口メモ

インターネット被害

弁護士 駒井 美紀

平成26年末のインターネット人口普及率は82.8%に上っています(総務省より)。情報取得に便利なインターネットですが、ワンクリック詐欺や出会い系サイトでの被害等のトラブルが絶えることはなく、特に近年はSNSでの名誉棄損の被害が問題となっています。

他人の評判を低下させる情報を不特定多数に向けて流す行為は民事上、不法行為にあたり損害賠償を請求することができますが、この請求をするためには被害者側で加害者が誰なのかを特定する必要があります。このため、SNS運営管理者等に発信者情報の開示を請求し、任意の開示に応じない場合には開示請求訴訟をする必要も生じてきます。常に開示されるものではありませんが、法律上の要件を満たせば開示が認められ、加害者にたどり着くことが出来ます。

加害者に対する訴訟では、どのような名誉棄損行為をされたかを立証する証拠が重要になってきます。証拠保存の際は、ソースも含めて保存するようにし、該当ページを印刷する場合には、印刷日時、URLが表示されるようにしましょう。

また、名誉毀損にあたる書き込みについて運営管理者等に削除を請求することも出来ますので、まずは弁護士までご相談ください。



成年後見制度の諸問題

弁護士 大林 真悟

1 昨今、先進国の中でも最も高齢社会が進んだ日本において、お年寄りの方のために、成年後見制度を利用することがあります。

成年後見制度とは、精神上的の障害により判断能力が不十分な方を保護・支援するための制度です。この制度を利用すると、家庭裁判所が選任した後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をするなどします。

ただ、成年後見制度は、まだ制度として抱えている諸問題があります。その中でも、今回は、特に、医療同意の問題についてお話します。

2 医療同意とは、医療を受けることに関する同意をいいます。この同意権は、医療を受ける者が持っています。それで、原則的に、医療機関は、具体的な医療行為をする場合、医療を受ける者から同意を得ることが必要とされています。

しかし、被後見人が手術をする場合、被後見人は判断能力を欠いているのが通常ですので、その医療が必要なかどうかを自ら検討するということができせん。したがって、被後見人が医療同意をすることもできません。

そこで、ご本人が医療同意をすることができない場合、後見人に同意を求めることがあります。

しかし、後見人には医療同意権はないと考えられています。

それ以外にも、施設に入所している高齢者の後見人として、インフルエンザ予防注射に対する同意

を求められたり、ベッドから落ちないように身体拘束をするための同意をして欲しい等と求めてきたりすることがあります。しかし、これらについても、後見人には同意権はありません。

3 ここで大きな問題は、同意を得られない場合には、医療機関によっては、手術はしないという場合があることです。

後見人には、医療同意権はないものの、緊急避難として必要な医療行為をしてもらえるように交渉するなど、試行錯誤しながら、本人のためになるように行動しています。しかし、それには限界もありますので、日本弁護士連合会では、後見人にも医療同意権を認める法律を作る活動もしています。

4 医療同意については、本人の意思が最大限に尊重されるべき問題でもあります。もし、後見人に医療同意権が認められても、後見人は、自分が被後見人の立場だったらどうするかを考えるのではなく、被後見人が自ら判断できるならばその医療を受けるか、本人の意思を押し量って検討する必要があります。

本人の意思を押し量って医療を受けるかどうかを決断することは、後見人にとっても非常に難しいといえます。後見人が判断する場合には、これまでご本人に携わってきた方々のお話を聞き、本人の生活歴や考え方を十分に踏まえながら検討することになります。

memo

一口メモ

台風による土地工作物被害

弁護士 福井雄一郎

平成27年8月末、熊本県を台風15号が襲い、被害が相次ぎました。「看板や瓦が飛んで、車を傷付ける」という事故も多数発生しています。では傷付けられた車の所有者は、損害賠償を請求できるでしょうか。

同じような事案として、平成24年に東京都で観測史上最大の突風が発生して温室の窓ガラスが割れ、その破片で近くの車を傷付けたとして、その車の所有者が温室の所有者に対して損害賠償請求をした、という裁判がありました。その裁判において、温室の所有者は「本件事故は想定外で不可抗力であり責任はない。」と主張しました。しかし、裁判所は「我が国では台風を始めとする強風は大型を含めしばしば発生しており、本件事故時の強風が従来から観測されている強風と質的に異なるものではない。本件事故が想定外であるとか不可抗力であるなどとはいえない。」として車の所有者の損害賠償請求を認めました。

この裁判例のように、今回の台風においても、看板や瓦の所有者は、それが飛ばされたことにより発生した被害について、損害賠償責任を負う可能性が高いです。お悩みの際は熊本県弁護士会の法律相談センターか、お近くの法律事務所までご相談下さい。



遺言の役割



弁護士 秋吉 克洋

1 法定相続について

(1) 配偶者：配偶者は必ず相続人となります

(2) 配偶者以外

第1順位：子 割合1/2（配偶者1/2）

第2順位：親 割合1/3（配偶者2/3）

第3順位：兄弟 割合1/4（配偶者3/4）

法定相続人がいない→相続財産は国庫に帰属します

夫の兄弟が4分の1→長年連れ添った妻に財産を全部相続させたい

そのためには、遺言をしておくことが絶対必要ということになります。

兄弟には、遺留分がありませんから、遺言さえしておけば、愛する妻に全ての財産を残すことができます。

2 遺言がない場合、残された相続人は、法定相続の規定にしたがって、遺産をどのように分けるか話し合います。このとき、相続人全員が同意すれば、必ずしも法定相続の規定どおりに分ける必要はありませんが、多くの場合、なかなか話し合いがまとまらず、時間や費用を要することがあります。

(2) 再婚をし、先妻の子と後妻がいる場合

このケースでは、とかく感情的になりやすく、遺産争いが起こる確率も非常に高いと言えます。

したがって、遺言できちんと定めておく必要性が特に強いと言えます。

3 遺言の役割

遺産相続で揉めないようにするにはどうしたらよいか

遺言＝自分の財産をどのように分けてほしいかという最終の意思表示であり、残された人にとっては、唯一の手がかり

遺言状に書かれている内容は、原則として法定相続の規定に優先する(例外＝遺留分)

(3) 長男の嫁に財産を分けてやりたいとき

これは、長男が先に死亡しているケースです。

長男の妻が亡夫の親の世話をしているような場合には、その嫁にも財産を残してあげたいと思うことが多いと思いますが、嫁は相続人ではないので、遺言がなければ、嫁には財産を残せません。

(4) 法定相続人がいない(子どもがいない、配偶者、兄弟も先に死亡)

遺言がなければ、財産は全て国庫に帰属します。財産を残したい人がいれば、その旨の遺言を書く必要があります。

4 遺言が必要なケース

(1) 夫婦の間に子どもがいない場合

法定相続の規定＝夫の財産は、妻が4分の3、



memo

一口メモ

マイナンバーとDV被害

弁護士 阿部 広美

マイナンバーとは、一般的に「国民総背番号制」などと呼ばれるもので、社会保障・税・災害対策の分野の情報を一括管理するために、お子さんを含め全ての人に割り振られる12桁の番号のことです。平成28年1月からは、社会保障・税・災害対策の行政手続を行う場合にマイナンバーが必要となる場合があります。

マイナンバーの導入により、行政の効率化や手続の利便性が高まると言われていますが、実際には情報の管理方法、情報が漏洩した場合の救済策など、多くの課題を抱えています。特にDV被害により加害者である夫(妻)と別居している方などは、一元化された情報が夫(妻)に入手された場合、その安全が脅かされる危険すらあります。

10月5日より各自の住民票上の住所にマイナンバー通知カードが発送されていますが、DV被害者の方などで住民票の異動をせず、事前の居所登録申請(実際に住んでいるところに送付してもらう手続)もしていない場合は、夫(妻)が通知カードを受け取る危険があります。そのようにマイナンバーが漏洩し、不正に使用される恐れがある場合には、マイナンバーを変更する手続を行う必要がありますので、お住まいの役所などにご相談下さい。



熊本県弁護士会法律相談センター

ご予約とお問い合わせ <096-325-0009>

受付時間:毎週月曜～金曜 9:00～17:00

弁護士 藤本猪智郎

1 弁護士会が運営しているから【安心して】相談できる

最近では様々なメディアで法律事務所の広告を目にします。しかし、いざ実際に自分が法的トラブルに直面したとき、信頼して相談できる弁護士が身近にいる方は、そう多くはいらっしゃらないのではないのでしょうか。

知り合いに弁護士がいらっしゃらない方でも、安心して気軽に相談できる場所。それが、熊本県弁護士会が運営する「法律相談センター」です。

熊本県弁護士会は、熊本県内に事務所を設ける弁護士全員が入会する必要がある弁護士法に基づいて設立された団体です。

地元の弁護士で構成される地元の弁護士会が運営している熊本県弁護士会法律相談センターを是非ご利用下さい。

2 県内7ヶ所に相談センターがあるから【身近な場所】で相談できる

より気軽にご相談いただくためには、出来るだけ身近な場所で相談出来るようにするべきだ。そのような考えから、熊本県弁護士会では、以下のとおり県内7ヶ所に「法律相談センター」を設け、担当弁護士との直接面談による法律相談を実施しています。

中心となる「熊本法律相談センター」は、アクセスを重視して、熊本市内の中心部である水道町交差点に面した加地ビル3階に設置しています。また、県内の裁判所管轄に合わせて設置された「天草法律相談センター」、「県南・八代法律相談センター」、「阿蘇法律相談センター」、「人吉・球磨法律相談センター」、「荒尾・玉名法律相談センター」、「山鹿・菊池法律相談センター」についても、ご利用いただきやすいように、できるかぎりアクセスの良い場所に設置しています。

各法律相談センターの所在地については、「法律相談センター」までお尋ねください。熊本県弁護士会のホームページ (<http://www.kumaben.or.jp>) でも確認出来ます。

なお、相談センターまでお越しいただくことが困難な高齢者の方、障害者の方には、出張法律相談制度もご利用いただけます。

3 無料法律相談なども実施しているから【気軽に】相談できる

相談料は1回30分、5400円(税込み)です。

ただし、借金の相談、交通事故の相談は無料ですし、遺言・相続問題についても初回相談は無料です。

なお、経済的理由で相談を躊躇されている場合には、収入や貯蓄の状況について一定の要件を満たす方を対象に、法テラスの民事法律扶助制度をご利用いただくことで、相談料が無料になります。

さらに、法律相談センターでは、毎月テーマを決めて分野別の無料法律相談を実施しています。本年度は、12月:交通事故、1月:離婚、2月:交通事故、3月:離婚についての無料法律相談を予定しています。今後の無料法律相談の情報は、熊本県弁護士会のホームページに掲載されますので是非ご確認ください。

4 法律問題のプロに【何でも】相談できる

弁護士は法律問題のプロフェッショナルですから、借金、離婚、相続、交通事故、不動産、労働問題、刑事事件などあらゆる法律問題について、解決・予防あらゆる観点から、適切なアドバイスをすることができます。

また、「法律相談センター」では、専門相談制度を設け、消費者被害事件、DV事件、労働事件、建築紛争事件、医療過誤事件、先物取引、証券取引被害事件、知的財産権関係事件、涉外事件、行政事件、高齢者・障害者に関わる事件といった特定の専門分野に対応するための体制も整えています。

5 まずはお気軽にご連絡下さい

このように、弁護士会の「法律相談センター」は、市民の皆様にも、【安心して】【身近な場所で】【気軽に】【何でも】、ご相談いただける場所です。

法的トラブルにお悩みの方は、弁護士会の「法律相談センター」(096-325-0009)にご連絡下さい。

平成27年10月1日より、法律相談のインターネット予約ができるようになりました。熊本県弁護士会のホームページ内のバナーをクリックすると予約方法等をご案内するページが開きます。熊本県弁護士会のホームページには、『法律相談センター』や熊本県弁護士会の活動に関する詳しい情報も掲載されています。是非、熊本県弁護士会のホームページをご確認下さい。

memo

一口メモ

自賠責保険と任意保険

弁護士 大沼 雄佑

自賠責保険とは、人身事故の被害者保護を目的とする自動車損害賠償保障法に基づく強制保険です。対人賠償が必要な交通事故に適用されます。自賠責保険は、法律上必ず入らなければならない保険ですので、自賠責保険のついていない車を運転することはそれだけで違法行為になります。

任意保険とは、みなさんが民間の保険会社と契約してつける保険です。自賠責保険のように加入が強制されていないので任意保険と呼ばれます。契約次第で、対人賠償保険だけでなく、対物賠償保険、自分のけがに適用される人身傷害保険、自分の車の損傷に適用される車両保険などをつけることができます。

自賠責保険の支払基準は一律に定められています。自賠責保険の支払基準額では現実の損害額の半分にも満たない場合も少なくありませんが、そのような場合でも自賠責保険の支払基準額しか給付されません。この現実の損害額と自賠責保険の給付額との差を補うのが任意保険です。

大きな対人事故を起こしてしまったとき、任意保険をつけていないと、自賠責保険の給付額では足りない莫大な賠償金額が自己負担になってしまいます。任意保険への加入を検討する際には、このような点にもご注意ください。



熊本市長 大西 一史

熊本県弁護士会におかれましては、日ごろから、本市で行っております市民のための無料法律相談会をはじめ、地域に密着した活動にご尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

また、本市では、平成23年4月にコンプライアンス推進室を設置し、同年11月からは政令指定都市で3番目となるオンブズマン制度をスタートさせておりますが、これらにあたりまして、県弁護士会の方々に多大なるご協力をいただいているところであり、この場をお借りしまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、本市におきましては、現在、目指す新しいまちの姿を描く「新総合計画」の策定に取り組んでおります。策定にあたりましては、より多くの市民の皆様の声を反映させるため、ワークショップや市民懇話会などを通してご意見をうかがっているところです。

今後は、皆様とともに作り上げる、この「新総合計画」に基づき、「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと」の実現を目指してまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

熊本保健科学大学
学長 崎元 達郎

熊本大学法科大学院が平成28年度の学生募集停止決定を公表した。

同大学院は、当時、進む（設置）も地獄、退く（設置しない）も地獄と言われつつ、全国国公

私68校と共に、平成16年4月に設置となった。この結末の一番の原因は、平成14年に閣議決定された「司法制度改革推進計画」（検証無き需要予測に基づく合格者目標3000人など）によるミスリードである。また、変わるはずの新司法試験内容は変わらず、当初の理想的目標を誠実に追求しようとする大学院ほど、合格率という結果を出せなくなるという裏腹な結果になった。しかしながら、同大学院は、42人の司法試験合格者を輩出し、その内24人が熊本県内で弁護士として活躍するなど、地域における弁護士偏在の解消に一定の役割を果たしたと考える。設立準備の段階から今日に至るまで、ご支援、ご協力を頂いた熊本県弁護士会の皆様に心からの感謝を申し上げます。ありがとうございました。



ちよつと一息

タレント 英太郎



こんにちは、英太郎です。私は今、テレビ・ラジオ等に出演させて頂いております。

ご存知ない方も多いと思いますが、熊本でローカルタレントとして頑張っております。

私自身は、弁護士の皆様と一緒にお仕事をする機会は、あまりありませんが知り合いに弁護士の方がいますので、その仕事内容は大変なものがあると思っております。日々、お疲れ様でございます。

私もこれから先のタレント人生、どんなことがあるかわかりません。こちらからでなくても相手方からのトラブル等、何が起こるか予測できません。トラブルが起きた際もあまり外には出さず、内に秘めて解決していきたいと思っておりますが…弁護士の皆様のお世話になることもあるかもしれません。

その時は何卒、宜しく願い致します。しかしながら、お願いしない方が私の人生は楽しいものになるだろうなと思っております。

日々ストレスの多いお仕事だと思いますが、たまには息抜きも必要です。今後とも弁護士の皆様のご活躍を期待しております。

日本航空株式会社 熊本支店
支店長 阪田 英治

当社は、女性をはじめとする多様な人財の活躍をグループ全体でより一層推進するために「JALなでしこラボ」を新たに設置しました。JALグループ全体で女性社員の比率が47%に

も上る一方で、女性管理職比率は15%にとどまっています。「真に女性が活躍する企業」となるためには、まだ道半ばの状況です。

これまでの固定観念を打ち破り、男性管理職、および女性自身の意識改革と、ワークスタイルの変革（在宅勤務、勤務時間帯選択等）により、時間あたりの生産性を高めていきます。

誰もが働きやすい環境を整備することで、年齢・性別・国籍に関わらず、多様な人財がより一層活躍できる会社を目指します。

サラリーマン川柳で詠まれた「無理させて、無理をするなど、無理を言い」にならないよう熊本支店をリードするのが支店長の責務だと認識しております。



インターネット予約
カードも開始!
かんたん
平成27年
10月1日
開始!
便利